

「(仮称) 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」計画骨子(案)について

1 計画策定の趣旨

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成三十年法律第四十七号)の目的、基本的理念に基づき、滋賀県における障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画を策定するもの。

2 これまでの滋賀県の主な取組

- 戦後、滋賀県では「日本の障害者福祉の父」と呼ばれ、「この子らを世の光に」の言葉を残された糸賀一雄氏や田村一二氏、池田太郎氏たちにより、「近江学園」が創設。近江学園で始まった造形活動は、その思想とともに県内の障害児者の福祉施設に受け継がれ、県内に広がりを見せた。
- 「表現は人間に普遍的なものである」として、現代アーティストと障害のある作者等の作品を並列に展示する手法をとり入れた、「ボーダレス・アートミュージアム NO-MA」が2004年に社会福祉法人グロー(旧滋賀県社会福祉事業団)により開設される。
- 正規の美術教育を受けておらず、美術の潮流とは関係なく独創的かつユニークな作品が、生(き)の芸術と訳されるアール・ブリュットとして、国内外で多くの作品が評価されており、滋賀県では障害のある多くの作家が見いだされ活躍している。
- こうした障害のある作家が障害の有無に関係なく活躍するアール・ブリュットを通じて、美術、福祉、医療、研究機関、行政など、異なる分野や立場の人たちがつながり支えあうため、2013年にアール・ブリュットネットワークフォーラムを設立した。
- また、全国に先駆けて、「障害福祉サービス事業所の造形活動における作品の著作権等の保護のための指針」(ガイドライン)を策定するとともに、障害者の造形活動に関する相談に応じ、支援するセンター「アール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター」(通称アイサ)の運営支援を行う。
- 表現活動においては、第一線のアーティストが継続的に関わって、音楽やダンスなどのワークショップが6地域で行われており、活動プログラムの企画・立案や地域の中で指導・運営ができる人材の育成、文化施設等と連携した地域拠点づくりなどの取組につながるよう支援している。また、2002年からは糸賀一雄記念賞音楽祭を毎年開催し、ワークショップの取組の成果を発表する機会となっている。

3 滋賀県における障害者による文化芸術活動の推進にあたっての課題

<滋賀県文化振興基本方針(第2次)(平成28年3月)より>

- 県民の芸術活動がより一層活発になるよう、民間団体、市町などと連携・協働しながら、これまでの取組を拡充し、効果的に進めていくことが必要である。
- アール・ブリュットをはじめとした、滋賀の地域文化の独自性・固有性を保ちつつ、活かし、発信することにより、文化交流を促進し、豊かな滋賀をつくっていくことが必要とされている。
- 文化を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であることから、とりわけ一概に文化芸術活動の環境が十分とはいえない障害者等に配慮する必要がある。

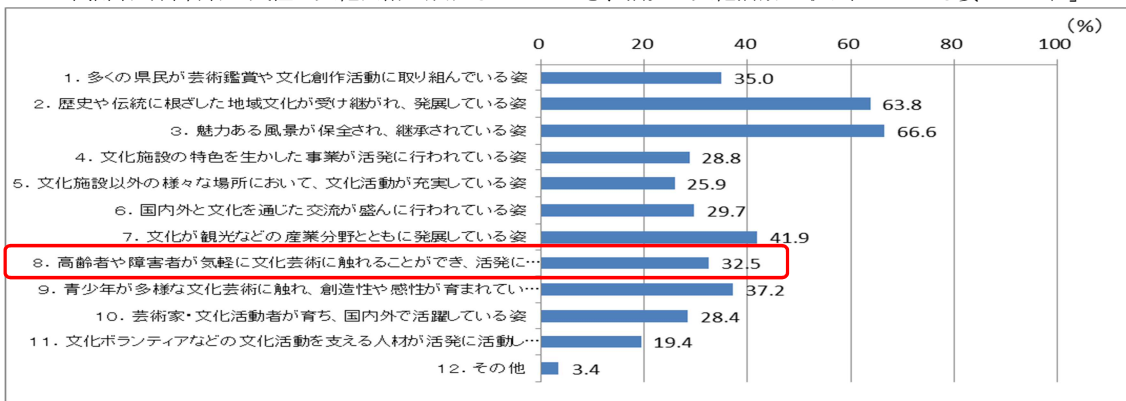
＜滋賀県障害者プラン【改訂版】（平成30年3月）より＞

- 近年、アール・ブリュットが注目を集める中で、障害のある人の造形活動に関する相談支援や支援者の育成など、活動を支える仕組みの一層の充実が必要である。
- 身近な地域に障害のある人が造形活動や音楽等表現活動に取り組める場所が少ない状況である。
- 障害福祉サービス事業所において、障害のある人の特性を理解しながら造形活動や表現活動を支援できる人材が不足している。

参考データ

- 滋賀の文化の望ましい将来像はどのような姿だと思いますか。

「8. 高齢者や障害者が気軽に文化芸術に触れることができ、活発に文化活動に取り組んでいる姿 32.5%」



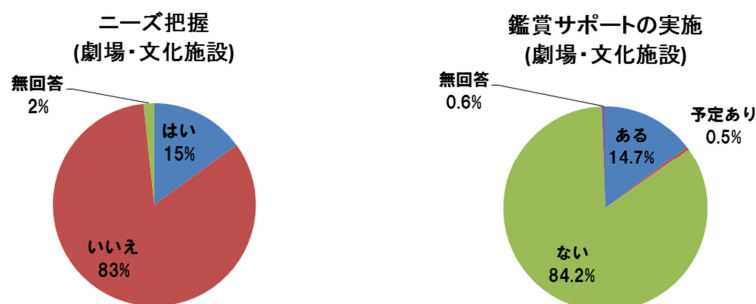
(平成30年度県民モニターアンケート(文化に関するアンケート問13)より)

- 障害者アート公募展への応募者数：
241点（平成25年度） → 343点（平成28年度）
- 造形活動を行っている障害福祉サービス事業所数：
43か所（平成25年度） → 77か所（平成28年度）
そのうち、造形活動における作品の取扱規定や利用承諾書等を定めている事業所数：
11か所（平成25年度） → 27か所（平成28年度）
- 障害者芸術文化活動支援センターにおける障害のある人の造形活動に関する相談件数：
454件（平成25年度） → 527件（平成29年度）
そのうち、中間支援（出典・利用）に関する相談件数：
209件（平成25年度） → 316件（平成28年度）

(滋賀県障害者プラン【改訂版】 **Ⅲ 現状と今後の課題**より)

- 劇場、音楽堂等における障害のある人のニーズ把握の状況

【調査対象】全国公立文化施設協会加盟 1288軒並びに非加盟 1097件のうち、回答数 665件



(障がい者の舞台芸術表現・鑑賞に関する実態調査プロジェクトチーム 調査

「障がい者の舞台芸術表現・鑑賞に関する実態調査報告書」(2017.2発行)より)

4 計画の位置づけ・計画期間

(1) 計画の位置づけ

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項に基づく地方公共団体の「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
- 滋賀県文化振興条例第4条に基づく「文化振興基本方針」および障害者基本法第11条第2項に基づく都道府県障害者計画（滋賀県障害者プラン）を上位計画とする障害者による文化芸術活動の推進に関する個別計画

(2) 計画期間

2019年度から2025年度までの7年間で第1期として作成

（県文化振興基本方針の次期方針改定のタイミングと合わせる。（7ページ参照））

5 基本理念 ～計画が目指すもの～

障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を通じて自分らしく活躍できる共生社会の実現



基本理念では、文化芸術活動においては、障害の有無に関わりなく、誰もが対等に享受・創造する権利を有していることを前提とし、文化芸術活動をとおして誰もが互いに認め合い、尊重しながら生き生きと活躍できる社会を築くことを理念として設定する。

＜参考＞

文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域に関わらず等しく、文化芸術を觀賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう環境の整備が図られなければならない。

（文化芸術基本法第二条第3項）

文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有している。こうしたことから、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、居住する地域にかかわらず等しく文化芸術活動に触れられる機会を享受できる環境を整えることが望まれている。

（文化芸術推進基本計画）

文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を觀賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること

（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第三条第1項）

○ スポーツや文化芸術等の活動に取り組むことができる環境の整備をはじめ、誰もが生涯を通じ、居場所や生きがいを持ち、自分らしく活躍できる社会づくりを推進します。

○ 多様な人々が互いに支え合い、知恵や力を出し合うことにより社会の活性化や新たな価値が創造されるよう取り組むとともに、すべての人の人権と個性を尊重し合う共生社会づくりを推進します。

（滋賀県基本構想(案) 県の政策の方向性より）

〈滋賀が目指す将来の姿〉

多様な主体による協働のもとに、自然とともに日々の暮らしの中で魅力ある文化を育み、誰もが誇りや愛着を持てる滋賀

（滋賀県文化振興基本方針(第2次)）

〈基本理念〉

障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、・・・、すべての人がその有する力を最大限発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会の実現を目指します。

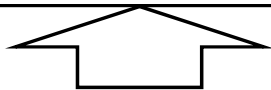
（滋賀県障害者プラン【改訂版】）

障害者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与する

（障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(案)）

6 基本的な方針（計画期間中の目標）

多様な人々が支えあうことにより、障害のある人が障害のない人とともに、多彩な文化芸術活動に親しみ、活躍する環境づくり



基本理念の実現を目指して計画期間中に取り組む方針として、滋賀県文化振興基本方針（第2次）および滋賀県障害者プラン【改訂版】の重点施策を踏まえ、文化芸術活動をとおして障害のある人の自己実現と社会参加の促進を図ることのできる社会の実現に向けて取り組むための目標として設定する。

< 参考 >

第2 基本的な方針

視点1) 障害者による文化芸術活動の幅広い促進

- ・幅広い障害者のニーズや多様な特性に応じた環境整備が必要

視点2) 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

- ・障害者の個性を活かし自己肯定感を高め、社会参加を促すことから、創造活動に対する支援は重要

視点3) 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

- ・多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を地域に整備することが重要
(障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(案))

【重点施策9】文化活動の環境の整備

- ・・・また、障害者、高齢者、子育て中の保護者等、文化に触れる機会が十分にもてない方々が文化活動に参加しやすい環境を整えます。

(滋賀県文化振興基本方針(第2次))

【V 重点施策】8 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進

- ・・・本県の先駆的な取組をさらに発信していくとともに、障害のある人が障害のない人と同様に芸術を楽しんで観賞できるよう、合理的配慮等を一層促進していく必要があります。

(滋賀県障害者プラン【改訂版】)

7 施策の方向性

(1) 「親しむ」

- 障害のある人が障害のない人と同じように文化芸術活動に鑑賞し、参加し、創造する機会の充実を図る。

【主な取組例】

〔鑑賞の機会の拡大〕

- ① 文化施設等におけるバリアフリー化等、利用しやすい施設の環境整備
- ② 障害の特性に配慮した鑑賞サポート等のサービスを充実させた公演や展覧会の実施
- ③ 文化施設職員や福祉事業所職員等の鑑賞機会を提供する者が、障害への理解や鑑賞の支援方法等の必要な知見や支援方法等を取得するため、研修会や現場体験プログラム等を実施
- ④ 特別支援学校・学級の生徒が優れた文化芸術の鑑賞機会の充実を図るとともに、地域の文化団体や福祉団体等が連携したアウトリーチ活動等により、多彩な文化芸術に触れることができる機会の充実

〔参加・創造の機会の充実〕

- ① 地域の文化施設、社会福祉施設、学校をはじめ、県内の文化団体等が主催する事業等において、障害のある人が創造した作品を発表できる機会や参加できる機会の充実

- ② 地域の文化施設、社会福祉施設、学校等で障害のある人向けに行う体験型ワークショップやアウトリーチ活動等の充実、および地域の文化施設、社会福祉施設、学校等で障害のある人が行うアウトリーチ活動等の実施
- ③ 特別支援学校学習指導要領等を踏まえた特別支援学校等における創造活動の充実
- ④ 学芸員や専門家、アーティストが地域の関係者と共同で行う参加型プログラムの実施

(2) 「つなぐ・支える」

- 障害のある人が文化芸術活動を通じて、自らの能力を最大限発揮し、障壁なく社会参加できるよう支援するための場・人づくりを図る。

【主な取組例】

- ① 広域的・全国的なネットワークを活かした交流や意見交換の場を設け、幅広い連携や協力できる環境の構築
- ② 学校や福祉施設等の職員が、芸術分野の専門家等から文化芸術活動を支援する方法を学ぶことのできる研修等の機会の充実
- ③ 障害のある人の芸術活動を地域や県民に結びつけ、広く発表の場を構築するなど担う中間的な支援組織や人材の養成
- ④ 障害のある人およびその家族、障害のある人の文化芸術活動を支援する福祉事業所に対して、文化芸術活動に係る相談や情報発信等、総合的な支援を行うための「場」・「人」づくり

(3) 「活かす」

- 障害のある人が作家として多く活躍するアール・ブリュットをはじめ、県内で障害のある人が創り出す作品等を効果的に発信し、県民の理解を深めるとともに、滋賀県の特徴的な魅力として本県のブランド力の向上を図る

【主な取組例】

- ① 芸術上価値が高い作品等の発掘、調査、評価、収集、保存
- ② 県内外への幅広い展示機会の確保や公演の実施等、効果的に発信する仕組みの構築
- ③ 近代美術館の2021年度早期の再開館時において、滋賀の美の一つとしてアール・ブリュットを展示、また2020年度に新生美術館基本計画を見直す中で、「美の滋賀」の拠点となる美術館を目指し近代美術館の機能向上を検討
- ④ 障害のある人がひとりのアーティストとして、経済面における生活の向上や自立支援の観点から、作品の販売や商品化等につながる仕組みづくり
- ⑤ 障害のある人の作品の販売や二次利用による商品化等にかかる著作権等、権利の保護に関する知識や普及の促進

8 推進体制

- 本計画の策定と推進に向けて庁内での取組を進めるための庁内推進体制として、滋賀県障害者の文化芸術活動推進連絡会議を設置。
- また、本計画に基づく施策の総合的かつ効果的に進めるため、文化関係者や福祉関係者などの有識者から障害者の文化芸術活動の推進に関する助言をいただく会議の設置を検討。

- 滋賀県文化審議会および滋賀県障害者施策推進協議会において本計画の基本施策について進捗等を検討、評価。
- 本計画を推進していくためには、県内の文化団体、福祉団体、NPO等の関係団体や民間事業者等の参画と協力が不可欠であり、公益財団法人びわ湖芸術文化財団、公益財団法人滋賀県手をつなぐ育成会、社会福祉法人グロー(GLOW)、社会福祉法人やまなみ、その他専門人材やノウハウを持つ関係団体との連携を強化。

■ 関連する主な計画期間

年 度	2019年 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
主なイベント	ラグビーWC	東京オリ・パラ	県立近代美術館再開館			国スポ・障スポ	大阪・関西万博					
県基本構想	第1期(4年)			第2期(4年)				第3期(4年)				
県文化振興基本方針	現方針(5年) <第2次>		次期方針(5年) <第3次>					次々期(5年) <第4次>				
滋賀県障害者文化芸術活動推進計画	(策定中)	第1次					第2次					
県障害者プラン	現プラン	次期プラン			次期プラン 【改訂版】			次々期プラン		次々期 【改定版】		
(国)文化芸術推進基本計画	現計画(第1次)				(第2次)				(第3次)			
(国)障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画	第1次(2019.3末公表予定/4年)				(第2次)				(第3次)			